

・避難確保計画の作成について

令和2年1月 避難確保計画作成講習会

令和4年3月 修正

令和5年7月 修正

高松市総務局危機管理課

■風水害による被害の頻発

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)



岡山県倉敷市 小田川



愛媛県大洲市 肱川

写真: 中国地方整備局

H29年7月九州北部豪雨



大分県日田市小野地区 斜面崩壊

写真: 九州地方整備局

H28年8月 台風10号



岩手県岩泉町 小本川

写真: 国土交通省

■ 避難確保計画作成の義務化（平成29年6月～）

被災事例

平成28年の台風10号により、岩手県岩泉町を流れる小本川が氾濫し、沿川のグループホームの利用者9名が死亡。



被害の教訓

- 要配慮者利用施設の管理者が避難行動開始の判断ができなかった。
⇒施設管理者が『避難準備情報』の意味を理解していなかった。
⇒洪水に対する避難計画がなかったため、具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。

（出典：国土交通省資料）

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。これにより、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設**※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

また、平成31年3月に香川県が新たな洪水浸水想定区域（香東川、新川・春日川、本津川）を指定公表したことに伴い、新たに区域内に位置することとなった施設についても、同様に計画作成や避難訓練の実施義務があります。

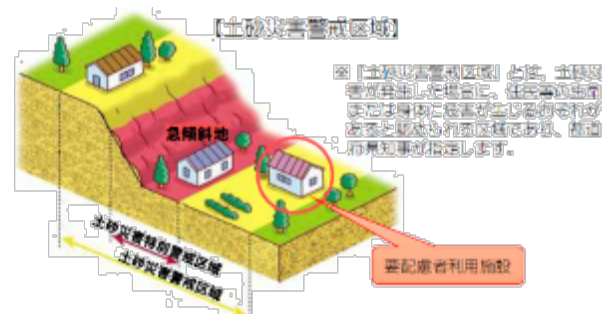
要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に洪水が想定される区域であり、河川管理者が定める区域に指定されます。

※ 高松市地域防災計画に名称・所在地を定められた要配慮者利用施設が対象。地域防災計画については、今年度末に対象施設一覧の修正を行います。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民の生命・財産に重大な被害が生ずるおそれがある区域を指定する区域であり、国土交通省が指定します。

■ 避難確保計画の作成と訓練の必要性

- 西日本豪雨で浸水した範囲（青色部分）とハザードマップの範囲（黒枠部分）がほぼ一致
- 災害リスクを「知っている」だけでは、**実際の避難行動になかなか繋がらない**のが課題

□ : ハザードマップで公表されていた浸水範囲

↓ 西日本豪雨時に浸水していたと考えられる範囲と浸水深



- 避難確保計画の作成を通じて、**いざという時のことを考えることが必要**
- 計画を生かし、災害時に行動して助かるための**訓練を継続することが大切**

■ 講習会開催の目的

避難確保計画作成の進め方の全体像を解説

洪水及び土砂災害の計画作成に当たり、国が公表している手引きや**様式等**をベースにした**作成方法全般**について解説します。

要配慮者利用施設における
避難確保計画作成の手引き別冊
(作成支援編・様式編)



平成28年台風第10号による被害状況

要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する
避難確保計画作成の手引き

平成 29 年 6 月

国土交通省 水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課

■ 避難確保計画の作成方法について

避難確保計画の作成方法については、大きく分けて次の2通りです。

① 新規で作成する場合	国土交通省の提供する「ひな形(簡易入力フォーム)」と「手引き」を活用し、手順に沿って作成する方法
② 消防計画に追記する場合	既存の計画（消防計画等）に、必要事項を追記し、避難確保計画とする方法

■ 避難訓練の実施報告について

避難訓練を実施したら、避難訓練実施報告書に、「避難訓練を行った日時」「参加人数」「訓練の内容」を記入の上、各関係課へ提出してください。

■参考資料「手引き別冊」の活用

計画内容の検討に当たり、参考となる情報が「避難確保計画作成の手引き別冊」にまとめられています。

手引き 別冊

要配慮者利用施設における
避難確保計画作成の手引き別冊
(作成支援編・様式編)



平成26年台風第10号による被害状況

- 公表済みの「避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」を解説する資料です。
- **前半は「作成支援編」として**、避難確保計画を検討する際の視点や、検討の助けとなる参考情報が整理されています。
- **後半は「様式編」として**、記入型の様式がついています。前半の「作成支援編」を参考に**直接記入していくことで、避難確保計画が完成**する構成となっています。

■避難確保計画で作成する様式（①新規で作成する方法） <1/2>

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6
個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要			
10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12
別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

全ての項目(様式)について検討・作成することを基本と考えてください。

計画作成後、高松市に提出する様式
【様式1～6】

※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、市には提出する必要がない様式

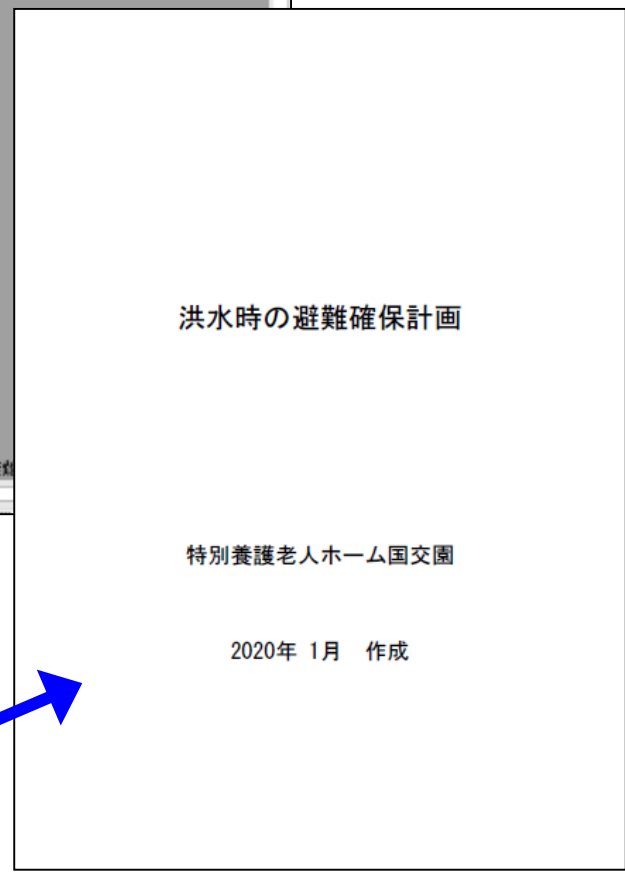
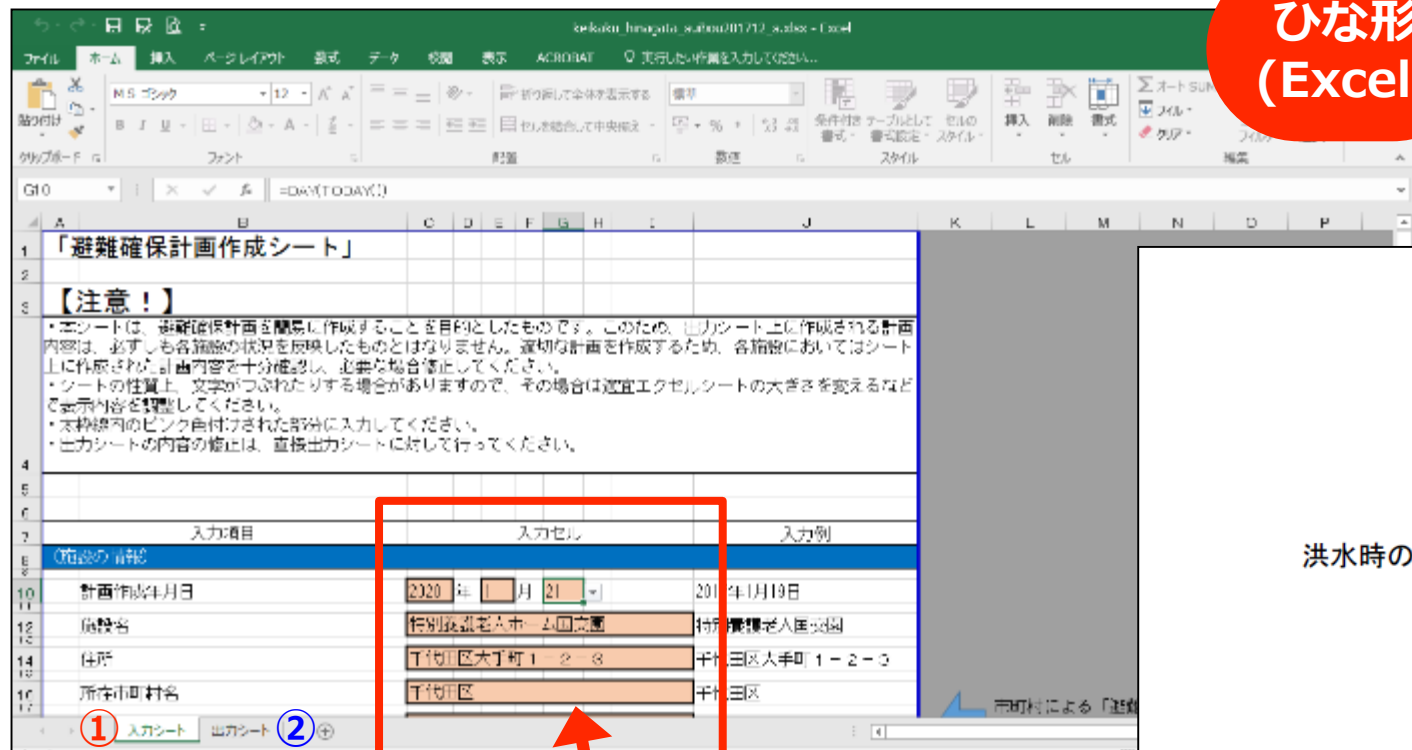
※別添、別表1、別表2は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

■ 「ひな形」の活用（①新規で作成する方法）

<2/2>

国土交通省の提供する「ひな形（簡易入力フォーム）」を活用し、手順に沿って作成することで、避難確保計画を作成することができます。

ひな形
(Excel)



① 【入力シート】で必要事項を入力し、
② 【出カシート】で印刷

※ 必要事項が記載されていれば、必ずしも「ひな形」を使用する必要はありません。

■ 既存計画の活用 (② 消防計画に追記する方法)

消防計画など、**既に**災害に関する具体的な**計画がある場合**に、それに**追記**することで、洪水時の避難確保計画とすることができます。

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

① 計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

② 自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③ 洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④ 洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

⑤ 避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することよい。

⑥ 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び入居者並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。来避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

注意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
〇〇情報発表	〇〇情報発表	情報収集、関係機関連絡	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、**	情報伝達係、避難誘導係、**
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、**	避難誘導係、**

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

項目を追加

- 避難場所・経路
 - 第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
 - 上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
- 避難誘導方法
 - 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの経路、道路状況について予め説明する。
 - 避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする・・・等

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯用電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内図、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、緊急連絡用施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 (2)情報収集・伝達に係る訓練 (3)避難誘導に係る訓練
新入社員	その年度	
自衛水防組織	〇〇月	

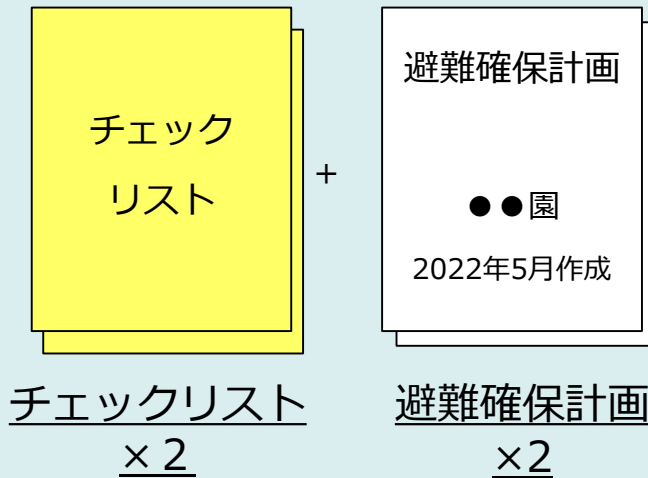
■ 避難確保計画の提出方法について（①新規で作成する場合）

※令和4年4月から様式が変更となりましたので、ご注意ください。

[提出先]

高松市役所内の各関係課

① 新規で作成する場合



老人福祉施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、通所施設、短期入所施設、グループホームなど	介護保険課
	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスなど	長寿福祉課
障害者福祉施設		障がい福祉課
保育所、幼稚園、こども園		こども保育教育課
放課後児童クラブ、児童館		子育て支援課 〔一部の児童館〕 〔は人権啓発課〕
高松市立の小・中・高等学校		保健体育課
病院、診療所		保健医療政策課
上記以外（市立以外の学校施設を含む）		危機管理課

※ 提出先が不明な場合は、お手数ですが、危機管理課までお問い合わせください。

■ 避難確保計画の提出方法について（②消防計画に追記する場合）

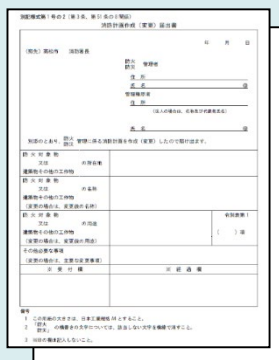
※令和4年4月から様式が変更となりましたので、ご注意ください。

② 消防計画に追記する場合



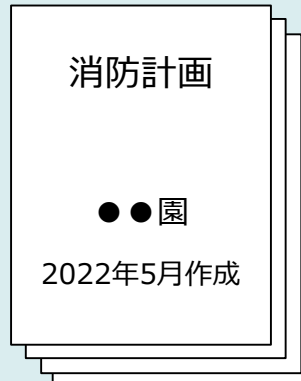
チェックリスト
×2

+

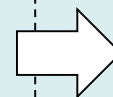


消防計画作成(変更)届
×2

+



消防計画
×4



[提出先]

施設の所在地を
管轄する消防署

■ 避難訓練実施報告書の提出方法について

※令和4年4月から様式が変更となりましたので、ご注意ください。

訓練実施結果報告書 (医療施設)	
施設名	
実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
実施場所	
実施内容	<input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 火災災害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他(災害) ()
訓練種別・内容 (実施する目的を記入してください)	<input type="checkbox"/> 防災訓練 <input type="checkbox"/> 消防訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練(避難訓練) <input type="checkbox"/> 水防訓練(洪水避難)訓練 <input type="checkbox"/> 地震訓練 <input type="checkbox"/> 津波訓練 <input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> その他()
訓練実施責任者	氏名 ()
参加者数	職員(含義一助) 名 医療従事者(含義一助) 名 その他(研修生、学生等) 名 地域の方等 名 その他 名
訓練実施状況	概況 氏名 ()
備考	<input type="checkbox"/> 避難訓練(訓練)した人数 名 <input type="checkbox"/> 避難に要した時間 時間 分 <input type="checkbox"/> 避難中の避難確認の状況 その他
訓練によって確認された課題とその改善方策等	
訓練実施者(氏名)	氏名 ()

訓練実施結果報告書×2

[提出先]

高松市役所内の各関係課

(「①新規で作成する場合」参照)

※訓練実施後、概ね1か月以内に提出してください。

■ (参考) 関係書類のダウンロードについて

チェックリストなどについては、以下のページからダウンロード・印刷することができます。

高松市 避難確保計 検索

- 要配慮者利用施設に係る洪水時等の避難確保計画の作成等について
(高松市公式ホームページ「もっと高松」内)

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shobo/sonae/hinan_kakuho.html

■ 計画作成に係る参考資料について

要配慮者利用施設の浸水対策

検索



主なものは以下のとおりです。

全て国土交通省ホームページからダウンロードすることができます。↑

- 避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）
- 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引（手引き・作成例・チェックリスト【一括版】）
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

避難確保計画は、「様式を作り上げること」が目的ではなく、各種資料を参考に水害時をイメージすること、「いつ・どこへ・どうやって」避難するかを事前に検討・整理すること、訓練を通じていざという時に実行できるように備えることが大切です。